

**土地区画整理事業及び市街地再開発事業の事業計画に係る
口頭意見陳述実施要綱**

令和2年6月5日
都市整備部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項又は第3項の規定により定めた土地区画整理事業の事業計画（知事が審査するものに限る。）及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項又は第3項の規定により定めた第一種市街地再開発事業の事業計画（知事が審査するものに限る。）について、土地区画整理法第20条第4項及び都市再開発法第16条第4項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条を準用して行う口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）について、必要な事項を定めるものである。この場合において、同条中「処分庁等」とあるのは、「意見書の対象となる事業計画（以下「対象事業計画」という。）の作成者」と読み替えるものとする。

(口頭意見陳述の申立て)

- 第2条** 土地区画整理法第20条第2項及び都市再開発法第16条第2項に規定する意見書（以下「意見書」という。）を提出した者から申立てがあった場合には、知事は、原則として当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭意見陳述の機会を与えなければならない。
- 2 前項の申立ては、意見書の提出期限までに知事に対して行わなければならない。
 - 3 知事は、第1項の申立てを受けた場合には、原則として意見書の提出期限の翌日から起算して4週間を経過する日までに、申立人及び対象事業計画の作成者を招集し、口頭意見陳述を実施しなければならない。
 - 4 知事は、同一の事業計画に対して、複数の者から口頭意見陳述の申立てがあった場合、同一の期日に実施するよう努めるものとする。

(補佐人)

- 第3条** 申立人は、口頭意見陳述において、知事の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。この場合、申立人は、口頭意見陳述の期日の7日前までに知事に許可を申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請を受けた場合には、補佐人の帯同の可否について決定し、その結果を遅滞なく申立人に通知しなければならない。
 - 3 補佐人は、申立人を補佐する場合に限り発言できるものとする。

(聴取人の指定)

第4条 知事は、申立人の意見の聴取等を行う者（以下「聴取人」という。）を指定するものとする。

(口頭意見陳述の実施)

第5条 申立人による陳述は、対象事業計画に関するものに限る。

- 2 申立人は、聴取人の許可を得て、対象事業計画の作成者に対し質問を発することができる。
- 3 申立人による前項の質問は、対象事業計画に関するものに限る。
- 4 対象事業計画の作成者は、第2項の質問について、原則として口頭意見陳述の期日において回答するものとする。
- 5 申立人が、正当な理由なく口頭意見陳述の期日に出席しない場合は、申立てをする機会を放棄したものとみなす。
- 6 口頭意見陳述は原則として非公開とし、録音や撮影は、聴取人が陳述結果記録書の作成を目的とする場合に限り行うことができるものとする。
- 7 聴取人は、申立人の陳述が対象事業計画に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 8 聴取人は、申立人が前項の制限に従わない場合には、口頭意見陳述を中止させることができる。

(陳述結果記録書の作成)

第6条 聴取人は、口頭意見陳述を実施したときは、遅滞なく陳述結果記録書を作成し、申立人及び対象事業計画の作成者に送付するものとする。

- 2 申立人及び対象事業計画の作成者は、送付された陳述結果記録書について、受領した日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、必要な修正を加えることを申立てることができる。聴取人は、その申立てが正当であると認めるときは、必要な修正を加え、修正した陳述結果記録書を申立人及び対象事業計画の作成者に送付するものとする。

(要領の作成)

第7条 この要綱に定めるもののほか、口頭意見陳述の実施に関し必要な事項は、別途要領に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。